

定期合同点検実施結果(新番丁小学校区)

日時:平成27年6月15日(月)午前10時～

参加者:学校2、PTA2、交母2、コミュニティ協議会1、道路管理者(市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

	場所	交通環境	要望点	担当部署	対策・改善計画
1	① 錦町1丁目 高松市男女共同参画センター前 (順路⑤)	南北は赤色点滅信号で一時停止の表示があるが、児童が横断する際、横断歩道の表示もないのと、横からの見通しが悪い ため衝突の危険が高い。	通学路の表示 ミラーの設置	高松北警察署 市道路管理課	○ 南北道路の南側歩道角に「歩行者注意」標示のポストコーンを設置
2	② 錦町2丁目7 亀田歯科北 (順路④)	交差点が変形で見え難く、交通事故が多い。周りが住宅で囲まれており見通しが悪い。	カーブミラーの設置 危険箇所の表示	市道路管理課	○ それぞれの三叉路に「T」の交差点警戒標示を設置 ○ カーブミラーの修正
3	③ 錦町2丁目瀬戸大橋通下 平井卓志事務所前北 (順路③)	高架橋の下にある歩道であり、通学路にはなっていないが、児童の生活道になっている。常時暗く、不審者などの心配がある。	常夜灯などを設置 危険箇所の表示	市道路管理課 市くらし安全安心課	○ 現在西側に設置されている夜間街路灯を終日点灯し昼間の安全を確保 ○ 道路西側に北側JR線路まで外側線を設置
4	④ 扇町1丁目 百十四銀行前 (順路1)	信号無視するドライバーが多いなど危険な交差点である。	ドライバーと歩行者を分離する方法や信号の区別がよく分かるように、音や色の工夫をしてほしい。	高松北警察署 市道路管理課	○ 歩車分離式信号機を設置(7/6設置済み) ○ 音響等の信号機設置は不可 ○ 取締りの強化
5	⑤ 浜ノ町59 シーサイドボール南側歩道 (順路②)	道路幅員が狭く、交通量も多いため危険である。(朝は進入禁止になっているが、下校時は交通量が多い。)	通学路の表示 路側帯修正(可能なら)	高松北警察署 市道路管理課	○ 現在の通行禁止時間規制の道路標示を塗り替え ○ 東側歩道の設置位置の関係から、路側帯修正は不可 ○ 北側外側線上に可能な限りポストコーンを設置し歩行者と車両を分離